

## 平成 22 年度第 4 回寝屋川市男女共同参画審議会 要旨

日時：平成 22 年 10 月 26 日（火）午前 9 時 30 分～午前 11 時 40 分

場所：市役所議会棟 5 階第 2 委員会室

出席委員：楨村委員長、伊藤副委員長、億委員、牧田委員、新垣委員、  
中谷委員、田中委員、地福委員、石田委員、寺井委員

事務局：良人・ふれあい部長、村山人権文化課課長、松下係長、平田主査、余川

案件：議題 (1) 第 4 期ねやがわ男女共同参画プランに係る施策の方向について  
(2) その他

- 男女共同参画プランは、寝屋川市で具体的に推進するためのものなので、考え方を踏み外すようなものではないが、より深い検討をした上で、より良いものにというときには、国等と違ったものにするこゝもあつていいのではないか。
- 基本理念の部分の説明は抽象的だ。市民が見て具体的で分かりやすい表現に努めていただきたいと、意見として申し上げる。
- 「プラン策定に当たつて」の 5 行目、「と言えます」とあるのは問題だ。男女共同参画社会基本法で定められた男女共同参画社会の法律の定義だから、語尾は「です」か「です（男女共同参画社会基本法）」としたほうがいい。「と言えます」と書くと、誤解を与えるのではないかと思う。
- ジェンダーのかっこ書きに「文化的」が入っている。私は、例えば日本の伝統の、ひな祭り、男のお祭りなどをイメージする。一般の市民からすれば「文化的な役割」というのが気になる。考え方がそこまで一緒にならないといけなゝのかな、と感じる。
- 以前、「社会的・文化的性別」という文言から文化的という言葉をつ削つたのは、ひな祭りなどの伝統文化まで否定するののかという意味で、「文化」という言葉が誤解を招くという議論があつたからだ。社会科学用語の「文化」とは、物の見方や考え方、行動の仕方、そういうパターン化された人間の営みのことを指す。「文化的性別」以外の「文化」というのは、伝統文化や日本の文化などの意味があり、文化という言葉自体が定義しにくい。用語説明に、「ジェンダー（社会的・文化的性別）」の「文化」とは、いわゆる伝統文化ではなくて、我々が知らず知らずのうちに考える物の見方という意味合ゝだという注釈を入れてもいいかもしれない。
- P59 について、前回も目標数値の設定の志が低すぎるのではないかと申し上げた。昨日、第五次総合計画審議会があつて、前期基本計画施策指標一覧と市民意識の指標一覧が出た。前期基本計画施策指標一覧は、平成 27 年を目標

に設定されている。6番目の施策が「男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる」、指標名が「審議会などの女性委員の登用比率」で、平成21年が21.7%に対して26.5%を目標にする。その関係でこの目標Iの「審議会等への女性委員の登用比率」の平成32年度の目標数値を30.0%と設定されたのかなと思う。

市民意識の指標一覧は、この8月に市民に無作為抽出で3500人に送付されて60.5%の回収率だったという説明があった。今後、隔年で同じようなアンケートをとっていくようだが、現状値を見て驚いた。市民意識の中で一番高いのが「市内で生産した農作物を購入したい人の割合」の62.4%、その次に高いのが「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合」で61.0%。他は軒並み一桁～20%で、30%を超えたら高いほうという結果だ。今の市政に対する市民の意識はこうだということで、深い分析と深刻な受け止め方が寝屋川市に必要だと思った。特に深刻だと思ったのは、「市政に市民の声が届いていると思う市民の割合」で、9.4%しかない。「寝屋川市のイメージが良いと感じる市民の割合」が20.5%。これはショックだった。この6年間黒字ということで、市は胸を張っているが、「健全な財政運営が行われていると思う市民の割合」は11.8%。これはとらえ方が両面あると思うが、「行財政改革が進んでいると思う市民の割合」が11.2%で、本当にびっくりするような数字が並んでいる。

これからの男女共同参画社会では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に共感しない寝屋川市民が加速度的に増える。他のいろいろな施策に対する感じ方と比べても、目標数値の立て方が市民の意識の変化に追いついていないのではないかと痛切に感じたので、意見として申し上げた。

- 「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合」の現状値が61.0%であれば、目標値を70.0%くらいにしてもいいのではないか。
- 審議会等への女性委員の登用比率、26.3%から30%というのは10年後の目標にしてはあまり変わらないのが気になる。これは行政のほうで審議会の委員に登用さえすればすぐに40%になるので、しやすいと思う。10年くらい前からずっと30%を目標にしている気がする。女性の管理職比率は16.3%が30%になっていて、こちらは難しいと思うが、頑張れば市の中でできることだ。審議会の登用比率のほうの方が簡単に割合を上げることができると思う。
- 政府の第3次男女共同参画計画で、地方公共団体の審議会等委員の女性の参画の拡大の部分に、職務指定委員に係る法令上の規定について検討して、必要な見直しを行うとともに地方公共団体に対し柔軟な対応を働きかける、という文言を入れていただいている。充て職や法令によって縛られている部分

がかなりあり、女性委員が増えないことの大きな原因になっているからだ。政府も3年くらい前までは比率が高くなっていったが、それ以降ほとんど動いておらず、法令の改正もしていない。今回の第3次男女共同参画計画で改めて書いてもらっているのも、少しは法令の見直しが進むのではないかと思う。30数%くらいを目標数値としてもいいのではないか。むしろ40%に行くかもしれない。5年前と比べ、経済界等も含めてこのままではいけないという雰囲気が強くなっている。

- ある週刊誌に次のような記事が載っていた。例えば大企業の採用試験時に、成績では上から7:3で女性が上にくるが、実際の採用段階では7:3で男性を採用するという非効率なことを日本社会はしているという。今年になって国際社会も経済分野での女性の活躍が社会の活力につながるという議論が深まりつつあり、日本の中でも強まっているのではないかと思う。今後の10年は大きく変わる可能性がある。それほど目標数値を抑制しなくてもいいと思う。世界は、女性が活躍しないと社会が回らないという雰囲気になりつつあり、日本はそれを今まであまり受け入れてこなかったが、受け入れ始めている。日本社会は一旦受け入れると一気に進む傾向があるので、臨界点がいづ来るのか分からないが、10年だと変化が起こり得る可能性があるのではないかと思う。
- 地方のある百貨店が再生する際に、売り場の女性が自分の売りたい物、自分の好きな物を仕入れてくるようにしたところ、億単位の売り上げが出たそう。百貨店業界もかなり厳しい状況なので、都内の百貨店でもそのような取組をしようという動きになっているようだ。こういう成果がたくさん出ると、かなり多くの共感を得て男女共同参画が進むのではないかと思うので、目標くらいは高くしてもいいのではないか。
- P57の最後、DV被害者の心身の回復を支援するという部分で<市民・地域社会、企業の役割>があるが、寝屋川市の取組をより具体的に支援するという事で、何か加えることができないものか。DV被害者の支援をしようと考えたときに、ふらっとねやがわでの相談では支援につながらない。より具体的なものを、地域ということで加えなくてもいいのか。
- DV被害者の心身の回復を支援するという部分で、これはずっと検討してきたこうなると記憶している。行政ではこういうことをしていて、市民・地域社会、企業ではこういうことをしているということ。抽象的な書き方になっているが、寝屋川市は結構よくしていらっしゃると思う。
- ふらっとねやがわには、配偶者暴力防止法に基づくセンターの機能はなく、大阪府のセンターにつなぐ役割をする形だ。ふらっとねやがわが配偶者暴力防止法に基づくセンターの役割まで踏み込めるかということだと思うが、予

算の問題等がかなり大きいだろうと思う。被害者にとっては相談だけでなく、そこで警察や裁判所を含めた形の対応や保護ができれば一番なのだろうが、施設が必要になるなど、いろいろなことが問題になると思う。それがスムーズに進むような仕組みづくりというところくらいなのかと思う。今よりも少し前進するようなことがあってもいいと思う。

○前回、地域包括支援センターの相談について申し上げたが、各地域から相談員に毎日来ていただいている、相談員は各自治体に何人もおられ、順番が回ってくるのは約半年ごとらしい。この充実を図ってDV被害者の回復の支援をするような体制を整えることにより、さらに包括支援センターが地域に開かれるのではないかと。第4期プランでできなくても次の段階で踏み込めると、地域と支援というDVの回復に向けてより細かな心のケアなどいろいろなことができる。

○DVについては人権文化課と、実際のケースワークをする福祉担当課の住み分けがされているのだろう。人権文化課は、どちらかという相談窓口の提供、情報提供、広報用のパンフレットをつくるなど、一般的な広報活動に終始する傾向があるが、結局はケースワークにつなげないと、DV被害者の具体的な実践という意味での回復は難しい。

例えば、寝屋川市民の方が被害を受けて母子寮や他市に行くとき、ドーンセンターに相談に行く際の交通費を出す、他市に逃げて行く場合に支援金として5千円を出すなどの予算措置はどうか。千円でもいいかもしれない。着の身着のまま、財布の中に数十円しかないという人もたくさんおられるので、そこで支援金を少しでも渡すことができれば、ずいぶん違ってくる。例えば子どものオムツが買えたりするし、5千円あれば量販店等で防寒着も買える。年間で10万円程の予算措置があれば、DV被害者の何人かは助かると思う。相談体制に加えて次の相談に行くための、一緒にドーンセンターに行く交通費、加害者に見つかるおそれがあり怖いのであればタクシー代を出すなどの実践ができればと思うが、これは人権文化課の仕事ではなく、地域福祉やケースワークを実践されている担当課になるのかなと思う。仮に人権文化課で予算がつくのであれば10万円でもいいので、そういう支援費の支給を検討してもらいたい。私たちのところには母子寮や一時保護所に行った後に来るが、他市で一時金として5千円もらってくるような人もいる。年間予算措置は10万円ないし20万円だ。財政難の折からとは思いますが、例えば大阪府や大阪市に広報用のパンフレットなど印刷物は任せて、お金の使い方としては、相談体制もとても大事だが、そういう草の根支援を検討してほしい。これは要望だ。

○昨日も政府の議論で申し上げたが、各行政機関が同じようなことをしていながら、それぞれがお金を使っているので、膨大な無駄がある。例えば府と寝

屋川市が話をつけて役割分担し、府全体で作る物はもらうなどの調整を、男女共同参画を先駆けにしてできないかと思う。特にこの分野は国や府や市町村がうまく話し合いをつければ、少ないお金で効果的に運用できる部分があるのではないかと。DVもそうだと思う。府や国とうまく連携すれば、それほどお金をかけなくても、被害者にとって効果的な対応ができると思うが、縦割り行政の仕組みが壁になっている。特にDVは命に関わる問題だから、積極的に壁を乗り越えるような仕組みづくりをしていく必要があり、それを切り口にして全体に広げていくようなことも大切だと思う。

- 数年前は北河内に一か所、シェルター設置を求めていくという動きが強かったが、この頃はその声が少し弱くなってきたのかなと心配している。改めて今日出た意見も含めて強く求めていく必要がある。
- DV被害者への支援金の10万円という予算措置については、必要なものと認識して措置をしていくことをお願いしたい。
- 目標数値の設定に関連して、審議会等の女性委員の登用比率は寝屋川市のことだからもっと高く、少なくとも50%というのが当たり前だと思う。「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合」が61.0%で、プランの目標数値を超えている。そういう意味で、市の上位計画である総合計画との絡みが残っていると思う。私は総合計画審議会でも委員をしているので、今日ここで出た意見を改めて出して、総合計画の目標設定の見直しを求めたい。平成27年で審議会の女性登用比率が26.5%では話にならないわけで、市民の意識の進み具合との関係では、10年後だから、せめて50%を目標に掲げられるように、私なりに別のところで努力したい。
- DV関係のP56前後だが、私は、「連携体制の充実」で、「府や関係機関・庁内関係課と連携して対応を図ります」と書いてあるのでいいと思っていた。詳しい内容については、この抽象的な「連携体制」に、どこまで具体的に踏み込んで実際にしていただくか、次のところになると思うので、もっと詳しい文言を入れる必要があるかどうか。具体的には地域福祉とどう連携していくか、府の児童相談所等と具体的な連携をどうしていくかなど、もっと詳しい連携や内容があると思う。これで読み込めるとするか。ここは大枠のところなので具体的などころではプランの進行管理でしていただくなどだと思う。
- 大阪市は、男女共同参画センターや女性会等が中心になって募金を行い、夕陽丘基金を作っている。行政の予算措置がないからということもあるが、基金にすると自由度が高い。大阪市民の募金で基金を作って、男女共同参画センターで行っている。財団の女性協会や女性会等が、イベント等がある度に募って、結構なお金が集まっている。貸し付けて余裕ができれば返してもら

い、また次の方に使ってもらうなど、いろいろな制度の立て方、方法があると思う。柔軟に使えるお金があればいいかなとは思っている。そういう具体的なことをどこかでしていただきたい。

- 自由度や迅速性は分からないが、社会福祉協議会が寄付でつくっている基金で、2万円を支給する制度がある。
- 福祉関係とどうつないでいくかを具体的にさせていただく。そういう制度に気がついてしていただくかどうかで違うわけだから、文言の後に具体的にどう動いていくかは現場サイドでしていただく。要は読み取れるかどうかだ。
- 「DV被害者支援連絡会の充実に努めます」という文言があるので、具体的に進めていただきたい。
- 「国、府や関係機関等と連携」と書き加えていただいたが、推進体制の部分に独立しているほうがいいのか、前文の中に入れたほうがいいのか悩んでいるが、書いていただけないかなと思う。今回の国の第3次計画で繰り返し強調して入れていただいたが、男女共同参画はオールジャパンでやらなければいけない問題だ。企業や労働組合、大学、NPO、NGOなど、皆で連携しないと推進が進まない。それを「推進体制」の中で書き込めないかなと思う。
- 今、京都で「マザーズジョブカフェ」というのが割とうまくいっている。国の労働局とハローワーク、府と京都市とが連携して一か所で職を探している女性の相談を受ける仕組みだ。府ではできないことを市が、市ができないことを国ができるということで、一か所でできるというメリットがある。ここで市ができることは保育所の紹介だ。普通は、ハローワークへ仕事を探しに来た際、仕事の相談はできるが保育所の相談はできない。でも「マザーズジョブカフェ」に行けば、保育所の紹介までしてくれる。縦割り行政や機関別の体制の中で、うまく連携がとれていなかったのが、ネットワークするだけですごく効率的に動く。ここでは京都市と京都府が一緒になって動いている。大阪府や国との関係、あるいは労働組合、企業の経営者との連携の中で推進していくということがどこかで表現されるほうがいい。「マザーズジョブカフェ」を見た大阪府が、府の壁を越えて連携できないか考えている。滋賀県も同じようなことを考えていて、視察を行っている。関西レベルで動けば無駄がなくなる。
- 男女共同参画の施策は傍流だったので、新しいことができる。実際にパブリック・コメントの制度は他の機関よりも男女共同参画は割と早くしている。なぜかという、たいしたことないと思われているからできるという部分や、国際水準に割と早い段階でアプローチできたということもあるが、新しいことができる分野であり、行政の改革の先頭に立てる分野だからだ。DVの話はまさにそうで、都道府県や市町村のネットワークがうまく機能すれば、か

なり対応が楽になる。今は行政の壁が邪魔をしているが、この分野で乗り越えると今後の日本の行政機関の組み換えの突破口にもなるのではないか。大げさな話になるが、冒頭には一言何か入れていただきたい。

- P58の1(1)～(3)は市のレベルでの推進体制だから、(3)の後に、府、国、大学も含め他団体等いろいろなところと組めるように「連携、ネットワーク化」のような文言を入れたらどうか。各所で連携やネットワークとは書いてあるが、大枠として推進体制の中で連携するということを柱で入れたらどうか。市だけでは推進ができない、あるいは非効率な部分があるので、連携することによってさらに効率的に推進できるとすれば、そういう文言を入れるかどうか。前文に入れてもいいが、埋没するかもしれない。
- 政府の推進体制の中には、かなりいろいろ書いてある。「男女共同参画社会の実現には、地域において身近な男女共同参画を推進することが重要である。このため、地方公共団体、国立女性教育会館、女性と仕事の未来館、男女共同参画センター・女性センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等が地域における多様な主体と連携・協働を強化することを促進する。また、国は、地方公共団体や民間団体等とともに一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進する。」という文言になっている。
- 例えばという形で、「マザーズジョブカフェ」の連携が、女性の就職にしてもこれからの経済の働き手においてもいいので、文言に入れたり、文言だけでは分かりにくいので、説明ができたらいいと思う。そういうものを入れて進めていただけるとより分かりやすい、寝屋川市バージョンが少しだけ見えてきた感じがする。
- 保育所や保育園を利用するかどうかは利用者の意思によるわけで、子どもの数に対してというのでいいのか。男女共同参画の計画を立てる際、例えば、待機児の解消がよく言われる。待機児は、国がそうだし寝屋川市も従っているが、実際に働いている人で入所や入園を希望している人である。4月1日時点ではここ数年は待機児ゼロという報告だが、この前、香里園地域で2か所設置を考えているという中で、従来の考え方ではなく、例えば実際すぐに働こうとしている人や、希望はしているがもう少し先に考えている人を分けた率で出している。保育所や保育園の利用率という立て方はどうかと思う。
- これからの男女共同参画は、女性が経済的な理由だけではなく、自分の能力を社会的に発揮したいという思いがもっと広がって当たり前だし、そうなれば男女共に能力、意欲を持っていけば就業率がさらに高まることが考えられる。しかもそれが正規の仕事で高まっても不思議ではない。そういう意味では保育所利用率の目標数値が40.0%でいいのか疑問だ。国や他の

平均値も分かるが、加速度的に男女共同参画の実態は進むと思う。それを計算に入れない計画になっているのではないかという思いがしてならない。どこかの時期で、見直しも含め再検討もあり得るという柔軟な解釈をしていただければ、それでよしとしたい。

- 保育所の利用率は、100%をめざすものなのか、偏差値のように100にならないものなのか、何が妥当な数値なのかということが分からないから、目標数値が一体何を表しているのか分からない。例えば現在の31.7%が、他の自治体と比べて高いのか、低いのか、相対的割合になるのか、絶対値なのか、よく分からない。保育所というのは認可園のことを指していると思うが、「未就学児童を持つ家庭における保育所の利用及び就業希望者のいる家庭における保育所利用希望者数の割合の認可園を利用している率」のような記載はどうか。保育園は嫌で幼稚園に入れたいという人もいるだろうし、祖父母が見てくれるからという人もいると思う。これは見ただけではよく分からない。31.7%、40%がいいのかどうかもよく分からない。他の自治体での数値が書いてあると比較ができて、それで初めて寝屋川市がいいのか悪いのかが見えてくる項目だと思う。
- 国で昨日の段階で出ているのは、「3歳未満児のうち保育サービスを提供している割合」で、24%が現状らしい。預けなくても大丈夫だという人もいるかもしれないので、これが成果目標になるのかどうか分からない。地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業も入っているかと思う。あとは児童クラブを提供している割合等が現状ではある。昨日の国の会議でも、これではだめだという話になった。ただ政府が決めることで、我々はアドバイスするだけだが、そういうことが今のところ出ている。
- 認定子ども園は幼保一元の仕組みで、幼稚園で保育所体制をとる形等だが、なかなか難しい。関東は認定子ども園が進んでいるが、関西はすごく弱い。待機児童が一番分かりやすいが、4月1日時点はゼロでもそれ以降が問題だ。
- 私は、認定外保育の地域子育て拠点の一つを8年前に立ち上げ、寝屋川市で活動している。今その拠点は、一切援助がないのもものすごく苦しい。何とか市民の皆様役に役立っているかなと思いながら、現在もしているが、年度末の待機児童はものすごく多く、どんと入ってこられる。月によって差がひどい。保育所に入りたいが、まだまだ体制ができていないと実感しているので、この目標値が10年後に12か所、これは子育ての支援につながるのでもいいかなと思うが、保育所の利用率というところではパーセントのやり方は私も理解できないと思う。保育所を利用したいと思いながらできないというのが現状ではないか。
- 保育所の関係もそうだが、大変厳しい状況だ。利用率を目標という形で、希



望される方が預けられるパーセントにすれば、数値的にも納得できるのではないか。預けたいと思っても預けられない現状があり、今、国でも幼保一元化の流れを推進しないといけないようだし、数値についての多くの説明を聞いても分からない状況なので、希望する皆さんが預けられる目標であればそんな数字を追いかけなくてもいいかもしれない。現状の寝屋川市の保育所は少ないが、「せめてこうしたい。」という希望にすればどうか。

- P41の「障害者」の表記の部分だが、そのまま漢字を使うという説明があったが、私どもが府に公文書を出す際に、この字は使わないので、どうしても気になる。この文書が表に出た時に、「固有名詞や法律以外は平仮名表記にしました。」という文言が一番いいかと個人的には考えている。漢字の「害」という字が使われる場合、「審議会で検討し、このようにしました。」という表記がなければ、何も配慮せずにこの表現を使っているということになると思うので、お考え願いたい。
- 障害者関係の方の中でもいろいろな意見があるが、本質的な問題は、言葉や漢字で書くかどうかではないと思う。要するに本人に障害があるということではない。学校現場にいた時に、障害の「害」の表記についての議論が出たことがあった。結局漢字で表記をするが、カッコ付きで、その意味は本人が障害を持っているということではなくて、社会的にハンディキャップがあるということに理解し、そういう共通認識の上に立って表現としては「障害児」という言葉を使おうと現場で確認したことがある。利用率の問題もあったが、脚注を付けて「これはこういう意味・意図で表記をしている。」と書いて、この審議会の委員の共通認識としていただくのであれば、そういうふうに扱ってもいいのではないか。
- 国の答申では、報告案や原案を書いている時、最初は全部平仮名で書いていた。中間報告の段階では「害」の字になって、欄外に注を入れる形になっている。今、言葉の表記についても議論中だ。それをどこかで入れていただくのは少なくとも必要だと思う。
- おそらく12月には閣議決定が出るのではないかと思う。概ね答申案に沿ってつくっていただいているが、例えば地方自治体に絡む部分で、よく書いてくれたなと思ったところがあって、「地方自治体における非常勤職員の育児休業等についての対応」というような文言が入っている。つまり現状の育児・介護休業法だと公務員はその枠にうまく入らない部分があって、実際に問題が起こっているようだが、「地方公務員における非常勤職員制度の改善」「非常勤の地方公務員に育児休業・部分休業等の制度を導入」という文言が入っている。
- 国の第3次男女共同参画計画は「男性」とともに「子ども」というものが入

っているが、現行のプランでも児童虐待の話、つまり子どもが直接虐待を受けることについての対応は載っているが、例えばDV家庭の子どもに対する対応については書いていなかったもので、書いていただくよう昨日お願いした。これはかなり重要な問題だと思う。虐待を受けている子どもに対しても、もちろん対応しないといけませんが、DVに巻き込まれている子どもに対して、どういう対応をするのかについて、もう少し目配りがあってもいいと思う。多分、政府の計画に入るだろう。寝屋川市ができることではないかもしれないが、例えばDVで親権を要求する親に子どもを面会させるときにどうするか。神戸市は、面会センターのようなものをつくって、裁判所の枠の中で立会人を置いて面会をするような仕組みを準備し始めている。そういう親権をめぐる問題や、学校現場で子どもがDVにあっているのではないかと認知した先生たちがどうするかなど、これは研修が必要かと思うが、子どもの目線に立った対策に男女共同参画の中で配慮してもいいのではないかと。基本的には政府の答申案に沿う形で、第3次計画は動いている。

- 男女共同参画というと男性が家事をしたり、女性が社会参加をするなど、日常的なレベルで考えられがちだが、少子高齢社会である日本において、男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを進めないと社会が活力を落としてしまうのではないかと、成熟した社会にならないのではないかと。「社会全体にとって男女共同参画が重要で、これを進めることで21世紀の日本の社会が活力を維持しながら成熟した社会に入れる。」というような文言を前文に入れようという議論が最後に出ていて、恐らくはそういうふうになるという気がする。寝屋川市もそのあたりのことをどう考えるかは書いてあるが、前文で前向きな形で男女共同参画を位置付けることになるのではないかと、昨日の国での議論を聞いて思った。
- 商工関係はP31、32、起業家のセミナー等を行っているが、都道府県と市町村、その他の関係団体は、重複して行っていることがかなりある。それと国や都道府県、市町村の連携を強化、密にしないと事業が成立しない。ある程度クリアできれば、いろいろな問題がある場合に市町村から都道府県、または都道府県から国という形で連携がスムーズに行く。男女共同参画がいい機会なので、「連携」と書くだけではなく、実施し強化していただきたい。
- 雇用関係は連携がないとできにくい部分だから、特に企業関係や商工関係は市町村で動いているだけでなく、大きな部分で動かないといけない。連携だけでなく、それを強化することが必要だ。
- 無作為の調査ももちろん必要かもしれないが、DVや子育て、保育所が必要であるというような待機児童も含めて、地域的な調査もされると意外と地域の格差が分かっているのではないかと考えた。そういう形で連携を強化する

- ことが必要かもしれないと思った。
- 寝屋川市と周辺市町村の数字の比較をどこかで付けていただけたらいいと思う。目標数値もそうだが、基準のとり方が違うなどいろいろと難しいかもしれないが、もし比較できるものがあれば付けていただくと周辺市町村の進み具合が確認できていいのではないかと思う。
  - 寝屋川市の周辺の市町村だけにとどまると、内容によっては北河内だけが大阪府内でも落ち込んでいるという場合があるので、全国平均と府内平均も併せて載せたほうがいいと思う。
  - 北河内もいろいろ違うと思うが、府下や、国となると北海道から沖縄までずいぶん差がある。目標数値や現在の数値がどうかということが分かればいいので、プランに載せるかどうかは別として、何らかの形で必要かと思う。
  - プランの進行管理の部分で、「市民への情報提供を行うために推進状況を取りまとめて公表します。」とあるが、私は毎年、内閣府男女共同参画局の苦情処理ガイドブックをもらっている。寝屋川市も男女共同参画社会をつくっていく上で、「これはおかしいな。」など疑問点を言える場があればいいと思う。せっかくこれから10年間のプランをつくるので、それに対して意見・検証等を言える場も大切だと思う。
  - 他市では男女共同参画条例をつくっているところが多いが、寝屋川市は男女共同参画の先進的な都市なので、つくっていると思いついてきた。条例があれば苦情処理機関等が正式に出てくるが、条例がなければプランに入れるべきだった。
  - 条例があればだいたい苦情処理機関は入っている。苦情処理機関をつくるのであれば条例が必要になってくるという矛盾も出てくるので難しい。ただ、大阪府の苦情処理は条例ができて体制ができているので、大阪府に苦情を言うのは可能ではないかと思う。
  - ふらっとねやがわは、当時の男女共同参画課につくれと言ってつくってきた。本当は次期計画くらいにハード面の整備はできているので、条例がなければ入れるべきではなかったか。「基本的な方向について進めるためには条例の検討をして下さい。」と言ってもいいのではないか。
  - 国は男女共同参画社会基本法があってそれで動いている。市町村は、条例があるからといって進んでいるかどうか他市の例では分からないが、基本的な根拠になるものがあるわけだ。寝屋川市の場合はずっと先進的に行ってこられて、基本的な条例がない。基本計画は長くしておられる。苦情処理について、形としては審議会を開いて、進捗状況や問題点、苦情も含めて御意見をいただく正式な場になっているが、日常的な意見をどうするかということだ。
  - いろいろ検討していただいたが、第3期男女共同参画プランの中間見直しの

ときにかなり詳しく、本見直しくらいの作業をした。第4期プランについては、大枠を動かさず、新しい流れや数値、世界的な動きの中で見直しをしたということで、いろいろな御意見をいただき、いい形に修正できてきたのではないかと考えている。

○年表について、もし何かを参考にしたのであれば、参考と書いておいたほうがいいのではないかと考えた。

○今日いただいた御意見の中で大きなところをおさらいする。

P1の「プラン策定に当たって」という基本的な考え方のところを男女共同参画社会基本法に基づくような表記に変えていただく。

「障害」の表記について検討する。

DVについても意見をいただいたので、表記はこのままでいけるとしても、具体的にもっと進めるために内容を行政で考えていただきたい。

産業関係については、マザーズジョブカフェの例のように、国、都道府県、市町村の壁を取り払って効率的にできるようにしていただく。

「プランの推進」の部分ではP58、市内部の推進体制に加えて国や府、市、大学やいろいろな団体とのネットワーク、連携という項目を入れる。

目標値の設定は、審議会の女性委員の登用率、「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合について、もう少し検討していただく。

保育所の利用率が分かりにくいので、説明を追加していただく。

今、上位計画として第五次総合計画を作っておられるので、それとの整合性を全体として図っていく必要がある。

「条例の検討をお願いします。」というような一文を加えていきたい。